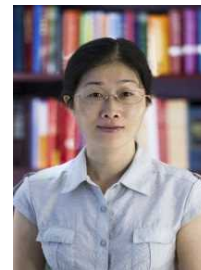


# 中国における意匠の登録事由と不登録事由および2014年の審査指南改正による追加事由



北京三友知識産権代理有限公司

顧縷

北京三友知識産権代理有限公司は1986年に設立され、所属弁護士、弁理士は約150名。専利（特許、実用新案、意匠）、商標の権利化業務をはじめ、知的財産権に関わる調査、鑑定、訴訟をサポートしている。顧縷氏は弁護士・弁理士であり、意匠を主に担当している。

中国専利法第2条第4項は、「意匠とは、製品の形状、模様またはそれらの組合せおよび色彩と形状、模様の組合せについてなされ、美観に富んで、かつ工業上の利用に適した新しい設計をいう」と規定している。この規定に基づき、中国で登録を受けることができる意匠は、次のいくつかの要件を満たすことが求められる。

## ■登録を受けることができる意匠

(i)製品の意匠でなくてはならない。意匠は、必ず製品を媒体としなくてはならず、反復して生産することのできない手工芸品、農畜産物、自然物は意匠の媒体とすることはできない。具体的な製品を媒体としない模様自体についても意匠出願をすることはできない。

(ii)製品は完全な物品でなくてはならない。現在、中国では、依然として製品全体の意匠が保護対象とされているので、部分意匠出願は認められていない。

(iii)製品の形状、模様またはそれらの組合せおよび色彩と形状、模様の組合せでなくてはならない。中国の意匠は、製品の形状、模様および色彩という3要素のみを保護しており、製品の材料や匂いなどは保護されない。意匠の保護対象とすることができるものには、製品の形状のみの意匠、製品の模様のみの意匠、製品の形状と模様の組合せの意匠、製品の形状と色彩の組合せの意匠、製品の模様と色彩の組合せの意匠、製品の形状、模様と色彩の組合せの意匠がある。製品の色

彩は、製品の色彩の変化自体が模様を形成している場合を除き、単独で意匠を構成することができない。

(iv)工業上の利用に適した美感を富む新しい意匠でなくてはならない。

### ■登録を受けることができない意匠

登録を受けることができない意匠には、次の3つの場合がある。

#### (1)専利法第2条第4項にいう意匠の定義に該当しない場合、意匠権は付与されない。

専利審査指南には、意匠権が付与されない11種類の具体的なケースが列挙されているが、2014年改正（『国家知識産権局の「専利審査指南」の改正に関する決定』（第68号令））の際、グラフィカル・ユーザー・インターフェースの保護に合わせるため、「製品に通電して表示される模様」という記載が削除され、グラフィカル・ユーザー・インターフェースの保護に関する規定が追加された。意匠権が付与されない11種類のケースとは、具体的には以下の通りである。

(i)特定の地理条件によって決せられ、反復して再現することのできない固定的な建築物、橋梁など。例えば、特定の風景が含まれる別荘。

(ii)気体、液体および粉末状などの固定されない形状の物質を含むことにより、その形状、模様、色彩が固定されない製品。

(iii)分割することができない、または単独で販売することができず、かつ、単独で使用することができない製品局部のデザイン。例えば、靴下の踵部、帽子のつば、コップの把手など。

(iv)それぞれ異なる特定の形状または模様の複数の部材から構成される製品について、部材自体が単独で販売することができず、かつ、単独で使用することがで

きないものである場合、当該部材は意匠の保護対象に該当しない。例えば、それぞれ異なる形状のピースからなるジグソーパズルは、すべてのピースを併せて1件の意匠出願としてはじめて意匠の保護対象に該当する。

(v)視覚に働きかけない、または肉眼で確認し難い、特定の用具を使用してはじめてその形状、模様、色彩を識別することができる物品。例えば、その模様が紫外線灯を照射してしか現れない製品。

(vi)保護を求める意匠が製品それ自体の通常の状態でないもの。例えば、ハンカチを動物の形に巻いた意匠。

(vii)自然物が本来有する形状、模様、色彩を主体とする意匠。通常、2種類あり、1つは自然物それ自体であり、もう1つは自然物を模倣した意匠である。

(viii)専ら美術、書道、撮影の範疇に属する作品。

(ix)その製品の属する分野において取り立てて珍しくない幾何形状または幾何模様のみで構成される意匠。

(x)文字、数字の発音、字義などの意匠の保護対象に該当しない内容。

(xi)ゲームのインターフェース、およびヒューマン・コンピュータ・インタラクションと無関係なまたは製品の機能の実現と無関係な製品の表示装置で現される模様。例えば、電子スクリーンの壁紙、スイッチ画面、ウェブサイトページのグラフィックレイアウト。

上述した2014年改正に基づき、2014年5月1日から、グラフィカル・ユーザー・インターフェースを含む製品の意匠については条件付きで保護が与えられる。すなわち、ヒューマン・コンピュータ・インタラクションと関係があり、かつ、製

品の機能の実現と関係のあるグラフィカル・ユーザー・インターフェースについては保護を受けることができるようになった。専利審査指南において、(xi)の内容に新たな保護対象を除外する形での記載が追加されて、保護されない対象から排除されている。

注意すべきは、意匠が専利法第2条第4項にいう意匠の定義に該当しない場合は、この11種類の具体的な事例の範囲内でも登録されないことである。

## **(2)専利法第5条第1項の規定に基づき、法律、社会道徳に反する意匠、公益を害する意匠には、意匠権は付与されない。**

ここでいう法律とは、中国の法律のみを指し、社会道徳も中国国内におけるものに限られるが、公益の範囲は比較的広い。例えば、中国の国益を脅かす意匠、民族感情を害する意匠、封建的な迷信を宣伝する意匠、政治的な悪影響を生じさせ得る意匠、または著名な建築物および指導者の肖像などを内容とする意匠、中国の国旗、国章を模様の内容とする意匠などについては、いずれも意匠権は付与されない。

## **(3)専利法第25条第1項第6号の規定に基づき、平面印刷物の模様、色彩またはそれらの組合せについてなされた主に標識の役割を果たす意匠には、意匠権は付与されない。**

同号は、主に包装、装飾のような印刷物における平面の製品、例えば、平面の包装袋、包装紙、ボトルラベル、ラベルシール、平面ラベルやタグなどを対象としている。壁紙、織物は、同号に規定の対象には該当しない。

### **■留意事項**

グラフィカル・ユーザー・インターフェースを含む製品の意匠についても、製品全体の意匠の正投影図を提出しなければならない。したがって、立体製品については、通常、六面の正投影図を提出しなければならない。意匠の要点が1つの面またはいくつかの面にだけ及ぶ場合は、その面の正投影図および立体図のみを提出す

れば足りるが、インターフェースエリアの図面を提出するだけでは不十分である点に留意する必要がある。

#### ■ 参考情報

- ・ 中国専利法 第2条第4項、第25条第1項第6号
- ・ 中国専利審査指南
- ・ 中国国家知識産権局の「専利審査指南」の改正に関する決定（第68号令）

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)